

私は、日本共産党県議団として、上程されました28件の議案の内、11件に賛成し、反対する17件の議案と、請願・陳情の委員会審査結果について反対するものの内の主なものについて、反対する理由を述べ、討論いたします。

まず、議案第85号「平成19年度鹿児島県歳入歳出決算について認定を求める件」についてであります。

決算審議においては、予算が適正に執行されたかどうかを審査するとともに、その行政効果、経済効果の評価を行い、新年度の予算編成や行政執行に生きるような検討が求められており、その見地に立っていくつか問題点を指摘いたします。

歳入決算で、県税のうちの個人県民税が、前年度と比べ174億5千万円の増収、前年度比176%となっています。これは、定率減税の全廃と、高齢者の住民税非課税措置の段階的廃止の影響によるものであります。市町村民税を合わせた新たな痛みが庶民をおそい、とりわけ高齢者への打撃は深刻となっている状況下でその痛みをやわらげる県政の執行が求められています。そのような観点から見たときに、県政がその役割を果たしているとは思えません。

反対の理由の第1は、県民に負担増をおしつけているという点です。

2006年度から新設された県立農業大学校と県立職業能力開発校の授業料と入学料がさらに2007年度に値上げになりました。農業大学校の入学料と授業料の収入は2学年分となり前年度比192%でありながら、支出としての農業大学校費は前年度比89.8%しかありません。同様に職業能力開発校の授業料と入学料の収入は前年度比179%、支出としての職業能力開発校費は前年度比95%です。どちらも収入は倍近くになりながら、経費は1割前後も削減していることになります。

反対の理由の第2は、県民の雇用の安定よりも企業の利益を優先した企業誘致や大型開発が継続されている点です。

歳出決算の構成比について、最も低い議会費について低いのが労働費の0.2%と商工費の1.0%です。全国の都道府県との比較では2006年度での比較しかできませんが、どちらも全国で最下位クラス。同程度の財政力指数の宮崎県は、人口1人あたりの商工費の決算額が36,637円であるのに対して、本県は5,837円、実に宮崎県の16%しかお金をかけていないことになります。長引く不況の中で、必死で営業を続けている商店や中小零細業者、そして働く人たちの安定した雇用と労働環境の改善のために、もっと県は力を尽くすべきであります。

その少ない商工費の中に、企業立地促進補助金として、3億6979万円の支出があります。こ

の中には、資本金54億円の新日本科学へ3,712万2千円、また資本金120億円、世界17カ国に45工場、38カ国に76営業拠点を持つ日本モレックス株式会社に、1億3871万8千円が交付されています。日本モレックスの新規雇用人数は40人ですが、それは「4ヶ月以上の常用雇用」であります。私は、繰り返し申し上げておりますが、税金から補助金を交付するのであれば、負担可能な大企業には、その社会的責任を果たさせるために一定の正規雇用を義務づけるべきであります。

また、同じく商工費の中に、臨空団地分譲特別対策事業補助として8,019万円が支出されています。これは、分譲価格の抑制及び分譲促進を図るためとして、保有する県土地開発公社に対して、土地造成費用への借入金の利子補助を行うものですが、2007年度新たな分譲はなされませんでした。県内に工業団地が売れ残っている中で行われた大型開発に対し、税金から金利の負担がされ続けることを認めるわけにはいきません。

さらに「島原・天草・長島架橋」について、交通政策費に建設促進事業として235万8千円、道路橋梁総務費として基礎調査に734万5千円が支出されています。この三県架橋の構想が始まった1987年はまさにバブル経済のまただ中であり、その後バブルの崩壊、平成不況、そして今、100年に1度と言われるような経済危機の最中であり、本県の財政も危機的な状況にあります。知事、今の県民の生活にとって、そして県財政の状況から見て、この事業が今必要であるとお考えでしょうか。来年度予算は、少なくとも凍結すべきであります。

また、人工島—マリンポートかごしまに関して18億9,100万円、地元住民の反対を押し切ってすすめられているおがみ山バイパス事業に8億6千万円などがあります。これらの大型開発の事業は見直し、県民の暮らしと福祉、中小零細業者の営業を守る予算に振り向けるべきであります。

反対の理由の第3は、同和関連の事業に多額の事業費が使われている点であります。8カ所の隣保館に運営費補助として総額5713万5千円が交付されています。隣保館の一つである隼人人権啓発センターでは、舞踊、太鼓、ヨガ、着物着付、絵手紙、津軽三味線などの様々な講座の講師への謝礼として、総額130万円ほどがこの運営費補助から支払われました。一般に、このような講座は生涯学習として地域の公民館などにおいて、住民は講師料など自己負担をして参加しており、当該センターに対する補助金交付が要綱第1条にある趣旨と照らし合わせて、適正であるのか、はなはだ疑問であります。

また、隼人人権啓発センターでは、補充学習として小学校、中学校合わせて104回、延べ336名の教員を派遣。さらに解放学習として小学校、中学校合わせて49回、延べ105名の教員を派遣するなど総額170万円ほどが、地元の小中学校の教師に支払われています。

児童生徒の参加については、対象は制限をしていないということですが、参加する、しないをめぐって子ども達の中での新たな差別を生んでいる可能性があります。

県民の税金で交付している補助金が適正に使われているのか検証すべきであります。そして、人権に名を借りた同和対策は直ちにやめて、一般施策の中で展開すべきであります。

以上の理由で、平成19年度県一般会計歳入歳出決算について、認定できないものであります。

次に、本議会には、10件の指定管理者の指定について議決を求める議案がありますが、その内の議案第114号、119号、120号、121号について、一括して反対理由を申し述べます。

これは、2003年の地方自治法改正に基づいて、「公の施設」の管理運営に「指定管理者制度」が導入され、2005年に指定されたものの内、指定期間が終了する10施設について、今回改めて指定が行われるものであります。この内、前は公募によるものが1、残りの9は公募によらないものでありましたが、今回は、半分の5施設が公募となりました。

アジア・太平洋農村研修センターについては、前回同様に、鹿児島国際交流協力センターが管理者として指定を受けるといふものです。私は、青年海外協力隊のOBである所長さんから、お話を伺いましたが、国際交流について、ほとんどの都道府県のような単なる窓口や支援の機関としてではなく、実際の国際交流の拠点機関として本施設が設置されていることの役割を發揮するために、所長さん自らの経験や人脈などを活かして、従来の枠を超えた活発な国際交流が行われていることを実感いたしました。

私が、この議案に反対する理由は、募集要項の中の「在住外国人（ALT、CIR）日本語・日本文化研修」について、前回の要綱には「県の委託事業」とされており、年間100万円ほどの予算がついていたものが、今回の要綱では「指定管理者の予算及び参加者負担金により実施すること」となっている点であります。参加者の経費の負担について、市町村によって、旅費と日当で充てているところ、旅費に研修費を加えているところなど様々であります。

ALTやCIRとして、県内の学校等に派遣されている在住外国人の役割が十二分に發揮できるようにするためには、指定管理者の善意や努力に頼るのではなく、県が委託事業として十分な財政措置をすべきであります。

大隅広域公園、吹上浜海浜公園、北薩広域公園について、前は3件とも県地域振興公社が特定で指定を受けましたが、今回は、整備が終了しているとして大隅広域公園は公募となりました。指定管理者制度導入以前の管理運営費と比較して、吹上浜海浜公園は94.3%、北薩広域公園は86%の応募額でしたが、4団体から応募があった大隅広域公園は、競争原理が働き、78%と削減率が大きくなりました。これらの募集にあたって県が示した管理基準を見ると前は、花の植え替えは年2回以上となっていたものが、今回は年4回以上となり、機械による芝刈りは年10回以上から年20回以上へ、肥料散布も年1回以上から年4回以上となっています。供用時間については、1時間～2時間の延長が応募者側から提案されています。指定管理者制度そのものが、サービスは向上させよ、経費は削減せよというものですから、労働者にしわ寄せがいくことは必然であります。実際に作業員の賃金のカットも行われてきました。

県立の施設において、労働環境の悪化が進んでいくことは断じて認めることができないという立場でこれらの議案に反対するものであります。

次に議案第108号、109号について一括して反対理由を申し述べます。

これらの議案は、川内厚生園を民間移譲、三光学園、整肢園を廃止する内容であります。これらは、昨年度「県立福祉施設あり方検討委員会」で、議論がなされてきましたが、「あり方検討委員会」自体が、2005年策定の県政刷新大綱にもとづき策定された「65機関全てについて、簡素で効率的な組織機構を整備する観点から」「廃止も含めた見直しを検討する」とした県組織機構改革方針に基づくものであります。

「あり方検討委員会」では、それぞれの施設について、施設の老朽化や利用者のニーズに対応できない中で利用者が減少している現状や、同様の民間施設の整備が進んでいる状況が報告されておりました。同様の民間施設があるから廃止を良しとするのではなく、障害者自立支援法により、障害者福祉の施設の経営が困難を極める中だからこそ、非効率な部分を県立の施設でカバーしたり、民間のモデルとなる取り組みを進めるなどの県立施設の存在意義が試されるものであります。

本来、福祉施設においては採算性や効率性でもって計りにかけることはすべきでなく、効率的な観点から廃止や民間移譲を行うなどというのは、公共の福祉の増進を図るという地方公共団体の本旨からして、相反する立場であります。「あり方検討委員会」で明らかにされた課題に基づき、老朽化の対策や専門家の配置や利用者のニーズに応じた対応など、まずは工夫・努力をすべきであります。よって、これらの議案には賛成できません。

陳情第4022号「社会保障政策と雇用政策の充実を図り、安心できる暮らしを保障することを求める意見書を政府等に提出することを求める件」について、委員会審査結果では、継続となっておりますが、直ちに採択すべきであることを主張いたします。

第1項と第3項には、社会保障費の削減方針の見直しと年金、生活保護、医療などの社会保障制度の充実が述べられています。

私は、12月6日に鹿児島市内で行われたWTO農業交渉鹿児島県総決起大会に参加いたしましたが、そこに緊急提案された「地域医療を守る政府要請」の第1には「社会保障費の自然増を毎年2200億円削減する政策を見直すこと」が掲げられ、他に診療報酬の改定や介護保険制度の見直し、国保税の負担軽減など、住民の命と健康を守るために、地域医療と福祉を守るための政策を政府に要請する内容で、まさしく、本陳情の趣旨に合致するものであります。これらは多くの県民の願いであります。

また、第2項の雇用政策の充実については、今、連日、内定取り消しや期間社員・派遣社員の解雇のニュースが報道されています。

わが党は、この間、一貫して国会質問において、トヨタやキャノンなどの大企業で非正規労働者をモノ扱いする働かせ方を告発し、政府に対して、安定した雇用を保障するルールをつくることを求めてきました。先月は、600億円の儲けを見込み、株主へも前期より配当を増やししながら、期間・派遣労働者の計1400人を全員解雇するとしていたすゞ自動車本社を志位和夫委員長が直接訪ね、解雇計画の撤回を要求し、今日5日には、志位委員長が麻生首相と党首会談を行い、違法な「派遣切り」を行っている大企業への政府としての厳しい指導や監督を求めました。

これらの要求が具体化され、厚生労働省は、10日、労働契約法や裁判の判例を踏まえて、「不適切な解雇、雇い止めの予防などのための啓発指導」を求める通達を全国の労働局に出しましたが、これを「お願い」で終わらせることなく、きちんと指導・監督を政治の責任でさせることが必要です。また、政府が用意している雇用対策のメニューは、失業させられた後の対策がメインで、それも来年の4月以降の実施であり、全国ではこの年末の寒空に、職場を奪われ寮を追い出される労働者が続発しており、緊急の対策こそが求められています。以上のことから、本陳情は直ちに採択し、国に対して意見書を提出すべきであります。

陳情第5033号「介護療養病床中止を求める意見書採択を求める陳情書」について、委員会審査結果では継続となっておりますが、採択すべきであることを主張いたします。

本県の療養病床の再編整備計画について、昨年度末に定めた「県地域ケア体制整備構想」には、本県の地域特性として、高齢化の進行が全国に比べ高くなっており、高齢単身者世帯や高齢者夫婦世帯が全国一高い割合となっていること。また、多くの有人離島があり、へき地などの公共交通機関利用が困難な地域が多数存在すること、地域ケアを担うマンパワーそのものが不足している地域もあるということなどを指摘し、県は、国が示した算定基準よりも大幅に多い医療病床を確保する努力をされました。しかしながら、前述した本県の地域特性を考えたときに、介護療養病床を廃止することは、「医療難民」「介護難民」をつくることになるのは必然的であります。

県民が県内どこに住んでいても、安心して必要な医療と介護を受けられるようにするために、本陳情は採択し、国に対して介護療養病床廃止の中止を求める意見書を提出すべきであります。

最後に、陳情第5034号「鹿児島県の乳幼児医療費助成制度改善を求める陳情書」の第2項が継続となっておりますが、これは第1項同様に採択すべきであることを主張いたします。

9月議会で私が行った、乳幼児医療費助成制度と重度心身障害者医療費助成制度、ひとり親家庭医療費助成制度について現物給付を求めた質問に対して、保健福祉部長は、それら3事業をトータルして、しかも市町村の負担まで込みして、負担が36億円増えると答弁されました。もちろん、3制度全ての現物給付が理想ですが、本陳情にある乳幼児医療費助成の無料化については、昨年第1回定例会での私の一般質問に対して、支給対象年齢を医科、歯科とも就学前児童まで引き上げ、自己負担額をゼロとして現物給付とした場合、概算試算で11億2千万円ほどであると示されました。2007年度、乳幼児医療費助成事業の決算額は6億800万円であり、あと5億円ほどの増額で無料化は可能であります。今年度から就学前まで医療費の一部負担金が3割から2割に引き下げられたことも勘案すれば、もっと県の負担は減ることになります。

全体的な雇用環境が厳しい中、若い世代の経済的な状況はさらに厳しい現状にあり、乳幼児を育てている若い世代の親の負担を軽くすることは、何よりもの少子化対策であり、子どもの命と健康を守るためにも必要な施策であります。

よって、本陳情は採択すべきであることを申し述べ、討論を終わります。